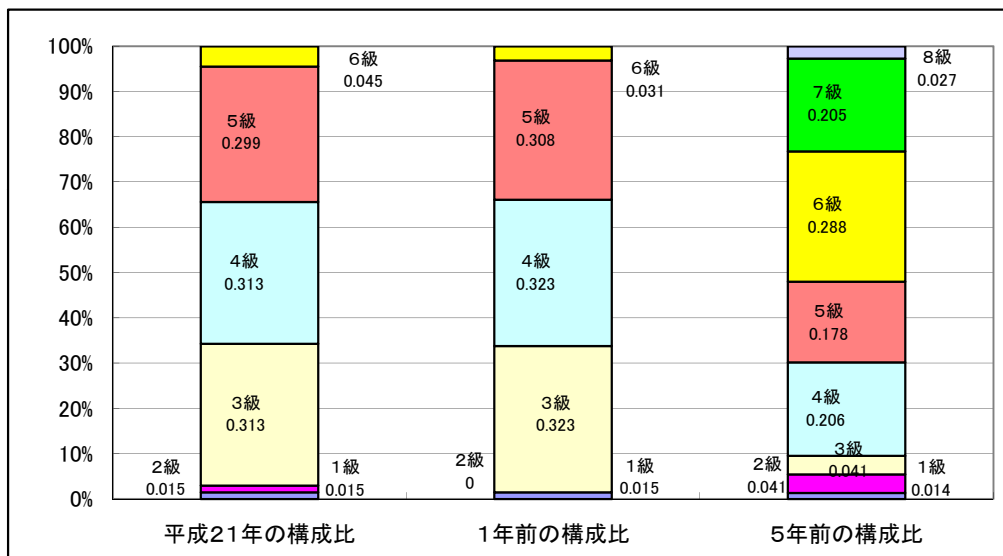


3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（21年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	定型的な業務を行う主事又は技師の職務	1 人	1.5 %
2 級	知識経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	1 人	1.5 %
3 級	事務主査又は技術主査及び主任主事及び主任技師の職務	21 人	31.3 %
4 級	係長の職務、知識又は経験を必要とする業務を行う事務主査又は技術主査の職務	21 人	31.3 %
5 級	課長(事務局長)、室長、主幹又は参事の職務	20 人	29.9 %
6 級	知識経験を必要とする業務を行う課長(事務局長)、室長、主幹又は参事の職務	3 人	4.5 %

- (注) 1 大木町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績について「勤務成績がやや良好でない職員」「勤務成績が良好でない職員」については、勤務成績の応じて、昇給号給を「0～3号給」としています。